

## 国際化推進方針（第2期）

平成24年6月

### 1 方針作成の目的

国際化への対応に関する取組を大学全体として一定水準を確保しつつ行うことができるよう、第2期中期目標期間における本学の「国際化への対応」に関する基本的考え方を示し、関連する中期計画をはじめとする各種取組の実行の際の共通指針とする。

### 2 方針の適用期間

平成24年度から平成29年度までの6年間とする。

### 3 第1期中期目標期間における国際化の取組と課題

本学は、平成18年度に国際化推進室を設置し、学内に分散していた国際交流業務を一元化した。平成20年度には国際化推進方針（適用期間：平成20～23年度）を策定し、国際交流活動の活性化、教育研究推進の向上、大学情報の国際化の取組を計画的に推進してきた。

その結果、ラップランド大学との学術交流協定の締結、センター大学との教員相互交流の開始、文部科学省「大学教育の国際化プログラム」の採択、「海外語学・文化研修プログラム」の創設、本学留学生と地域社会との交流機会の拡大等を実現するとともに、国際化推進方針に掲げた数値目標（学生交流年間200人、教職員交流年間15人、共同研究年間2件）も概ね達成したところである。

一方、この間の社会経済情勢は、我が国経済と海外経済との結びつきが強まっているのみならず、外国人入国者・外国人登録者の増加、インターネットの普及など、「ひと」、「情報」の面でもグローバル化が進展している。

さらに、我が国の政策として、外国人患者の受入れ、在留高度人材の倍増、外国人留学生30万人受入れ、EPA（経済連携協定）等による経済連携推進、訪日外国人3000万人プログラム等の取組が進められている。

今後とも、ひと、もの、かね、情報のあらゆる面において、日常生活レベルも含めたグローバル化がますます進展することが見込まれるところであり、本学としても、自らの特色や規模を踏まえつつ、このような時代に適切に対応した教育研究水準の一層の国際化を推進するとともに地域の国際化に貢献していくことが必要である。

### 4 第2期中期目標期間における本学の「国際化への対応」に関する考え方

#### (1) 学生の国際化の推進

学部を問わず、全ての学生が、グローバル化が深化しつつある地域社会、職業環境

に対応することができるよう、異なる文化を理解しコミュニケーションを図ろうとする態度を培うとともに、英語による通常会話で情報や考え方を理解したり伝えたりする能力を展開できるようにする。また、専門分野についても国際的視点に立った学修ができるよう支援する。

#### 【取組の方向性】

- ① 全ての学部生が教育的配慮のもとで在学期間中に外国人との交流活動を体験できる総合的な仕組みの整備運用
  - ・「国際理解に関わる教養科目」や「学内外の各種国際交流機会」、「受入交換留学生向け教育プログラム（英語で開講する科目、伝統文化に関わる科目等）」、「学生の海外への派遣・海外からの受け入れ（語学文化研修、交換留学、私費留学、日本語T A等）」の内容及び方法の見直し
  - ・学生が異なる文化を理解しコミュニケーションを図ろうとする態度を培うことができたかどうかを把握し評価する方法の構築
- ② 全ての学部生が初年次において TOEIC 取得点数を向上させるとともにその50%以上が TOEIC450 点に到達させることを目指した語学力向上支援の仕組みの整備運用
  - ・基礎科目（実践言語）その他の各種語学力向上支援活動の内容及び方法の見直し
- ③ その他
  - ・講義における海外文献活用の推進
  - ・専門教育における学生の海外派遣に係る支援の内容及び方法、派遣規模の見直し 等

#### (2) 教育研究活動の国際化の推進

教育の国際的通用性、研究水準の維持向上を図る観点から、協定締結校との共同研究を進める上で必要な環境の整備に取り組むとともに、受入留学生に対する各種支援を適切に行う。また、地域の国際化に資する取組を着実に推進する。

#### 【取組の方向性】

- ① 協定締結校との共同研究環境の整備運用
  - ・教員の派遣及び受入れの活用等を通じた協定締結大学等との交流、共同研究体制の整備、テーマ開拓等の推進（組織として取り組む国際共同研究を6年間で3課題程度実施しその成果を公表）
- ② 受入留学生に対する各種支援

- ・長期留学生の受入方針・手続き（入学者選抜試験、履修科目等）や、支援の内容及び方法（留学生住宅総合補償制度等）、受入規模の見直し

- ・留学生宿舎の確保

③ 地域の国際化に資する取組の推進

- ・留学生を県内各市町に計画的に派遣（県内全市町において本学留学生と県民との交流機会を6年間でそれぞれ2回程度設定） 等

(3) 教職員の国際化の推進

国際化に対応した教育研究活動等を担う能力の維持向上を図るため、教職員の語学運用力等の向上、さらに外国語による論文発表や国際学会発表等の活性化に向けた取組を組織として推進する。

【取組の方向性】

- ① 教職員向け英語研修の計画性向上（焦点化等）
- ② 協定締結校との間における教職員の派遣及び受入れの計画性向上（各部局ローテーション制導入の検討等） 等

5 方針の推進体制

統轄	: 学長
企画調整	: 副学長・国際化推進室
全学の国際交流事業	: 国際化推進室
その他個別事業	: 各担当部局

※ 方針に基づく具体策の立案実行は、年度計画に基づく取組状況や予算編成過程を踏まえて行う。

## 参 考 資 料

### 1 国際化推進方針（第1期）に掲げる数値目標の達成状況

区 分	平 16-18 平 均	目 標 (平 23)	実 績					
			平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平均
学生交流（人/年間）	144	200	158	185	152	166	130	131.8
教職員交流（人/年間）	7	15	6	7	31	75	68	31.2
共同研究（件/年間）	1	2	2	4	3	4	1	2.3

### 2 グローバル化に関するデータ（例）

#### (1) 我が国経済と海外経済との結びつきの強まり

##### ① 輸出入（財務省「貿易統計」。内閣府「国民経済計算（GDP 統計）」

暦年	実数（千円）		対 GDP（名目）比率（%）	
	輸出	輸入	輸出	輸入
2000 年	51,654,197,760	40,938,422,968	10.1	8.0
2010 年	67,399,626,696	60,764,956,840	14.0	12.6

##### ② 海外現地法人企業数（経済産業省「海外事業活動基本調査」）

2000 年 14,991 社

2010 年 18,599 社

##### ③ 海外生産比率（製造業国内全法人ベース）（経済産業省「海外事業活動基本調査」）

2000 年 11.8%

2010 年 18.1%

#### (2) 国境を超えた人々の移動規模の拡大

##### ① 日本人出国者（法務省「出入国管理」）

2000 年 17,818,590 人

2010 年 16,637,224 人 ※2009 年 15,987,250 人

##### ② 外国人入国者数（法務省「出入国管理」）

2000 年 5,272,095 人

2010 年 9,443,696 人

##### ③ 外国人登録者数（法務省「出入国管理」）

2000 年 1,686,444 人

2010 年 2,134,151 人

(3) 国境を超えた情報流通

世界のインターネット人口

2000年12月 360,985,492人

2011年12月 2,267,233,742人

(Internet World Stats (2011年12月) <http://www.internetworldstats.com/stats.htm>)

(4) 英語を公用語・準公用語等とする国 (文部科学省資料 (平成18年3月))

54カ国 2,107,312,000人

(5) 企業における英語活用状況 (国際ビジネスコミュニケーション協会「上場企業における英語活用実態調査」2011年)

① 業務での英語の利用

84.5%

② 英語コミュニケーション能力の必要性

3年前に比べ高まった 69.8%

③ グローバル人材育成が重要

94.6%

④ グローバル人材に必要な能力

「英語コミュニケーション能力」 78.4%

「異文化理解力」 40.6%

「実行力」 31.3%

⑤ 高度外国人人材を雇用

50.7%

(6) 日本国政府の政策等

① 新成長戦略 (2010年6月閣議決定)

- ・国際医療交流 (外国人患者の受入)
- ・グローバル人材の育成と高度人材の受入

在留高度人材倍増、日本人学生等の海外交流30万人、外国人学生受入30万人

[我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入に向けた出入国管理行政の見直し状況]

2010年11月 我が国の国家資格を有する外国人歯科医師・看護師等に対する就労年数等に係る制限を撤廃

2010年12月 国際医療交流促進のための在留資格の整備 (病院等に入院して治療を受けるため我が国に滞在する外国人患者について、長期間滞在可能な在留資格を付与)

2012年7月施行 在留期間上限の伸長(3年→5年)・外国人登録制度を廃止し外国人を  
住民基本台帳の対象とする市区町村において外国人住民に関する住民  
票を作成

- ・知的財産・標準化戦略とクールジャパンの海外展開
- ・アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を通じた経済連携戦略  
EPA(経済連携協定)に基づく自然人の移動によるサービス提供の進展(外務省資料)
  - 2012年 ベトナム 看護師及び介護福祉士
  - 2009年 インドネシア 看護師及び介護福祉士
  - 2008年 フィリピン 看護師及び介護福祉士
  - 継続交渉 タイ 介護福祉士及びセラピスト
- ・訪日外国人3000万人プログラム

② 学習指導要領改訂(2008年)

- ・小学校(2011年度)
  - 外国語活動を導入(5・6年生)
- ・中学校(2013年度)
  - 聞く・話す・読む・書く技能を総合的に充実(900語→1,200語)
- ・高等学校(2014年度)
  - 単語数を1,300語から1,800語に増加
  - 授業は英語で指導することを基本
- ・その他
  - 体験活動の充実

③ 大学入試センター試験における英語リスニングテストの導入(2006年度試験)